

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 国 外1名

第4準備書面

令和4年6月30日

東京地方裁判所 民事第34部合議甲A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 田



、 弁護士 鄭 一 志



弁護士 河 村



弁護士 瀬 川



弁護士 小 林 貴 樹

A red square seal impression with the characters '小林貴樹' (Kobayashi Takashi) and '弁護士' (Attorney) in seal script.

1

本書面では、頭書事件につき原告らが申し立てた文書送付嘱託について、本訴訟「事務連絡」（令和4年5月13日付。以下「事務連絡」という。）に記載された本訴訟の争点との関連性及び文書提出の必要性を述べる。なお、原告らが既に提出した書面において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

第1 文書送付嘱託申立書1（令和3年10月22日付）について

1 検察官請求証拠について

- (1) 文書送付嘱託申立書1（令和3年10月22日付。以下、「申立書1」という。）の対象となる文書のうち、「検察官請求証拠（甲号証及び乙号証）すべて」は、第一事件及び第二事件において検察官が請求した書証である。
- (2) 同文書は、本訴訟の争点のうち、事務連絡「対被告ら」(1)ないし(5)に関するものである。
- (3) 原告らは、本訴訟において、上記(1)ないし(5)がいずれも不合理といえることを理由に、 検事の本件公訴提起が違法である旨を主張している。

当該主張は、本件噴霧乾燥器が本件要件ハに該当しないこと、第一事件及び第二事件における検察官請求証拠では本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性を立証できていないこと、及び、これらの証拠により本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると判断したことが不合理であることを前提としている。

- (4) 被告らは上記原告らの主張を争っているものであるから、当該主張の前提となる上記各事項について立証するため同文書が必要であり、同文書は上記(1)ないし(5)と関連性を有するものである。

2 別紙183番について

- (1) 申立書 1 の対象となる文書のうち、「供述調書及び証拠書類一覧表」の別紙（以下、「別紙」という。）183番は、経済産業省の職員である笠間太介（以下「笠間」という。）の供述調書（令和元年6月14日付）である。

笠間は、同文書作成当時、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課の課長補佐であった。同課は、安全保障貿易管理制度の管理運用や法令解釈等に関する業務を担当するものである。

同文書において、笠間は、AGを含む国際輸出管理レジームの合意事項（噴霧乾燥器の輸出規制を含む。）を日本法に反映させることが同課の重要な任務の一つであった旨等を述べている。

- (2) 同文書は、本訴訟の争点のうち、主に、本件要件ハの該当性について「殺菌」に乾熱殺菌が含まれるとの判断が不合理といえるかという点（事務連絡「対被告ら」(1)）に関するものである。
- (3) 上記の争点に関し、原告らは、本件要件ハは本件AG定義と同義に解釈することが相当であること、及び公安部解釈が根拠の一つとする本件通達解釈は本件AG定義との間に齟齬があることから、公安部解釈が誤りである旨を主張している（訴状第2・3（13頁）及び訴状第3・2（70頁））。

これに対し、被告らはAGの合意事項とAG参加国の各国内法の内容が一致する必要はなく、公安部解釈に誤りはないとの趣旨を述べている（被告国準備書面(1)・第1・2・(3)・ア・f（10頁）、被告東京都準備書面(2)・第2・4・(1)・イ（13頁））。

- (4) そのため、上記の争点に関し、本件要件ハと本件AG定義を同義に解釈すべきか否かが重要な前提となるところ、安全保障貿易管理課の課長補佐であった笠間がAGを含む国際輸出管理レジーム

の合意事項と日本法との関係について言及している同文書は、上記争点との関係で強い関連性を有し、原告らの主張を立証するために必要となるものである。

3 別紙323番及び327番

- (1) 申立書1の対象となる文書のうち、別紙323番は、C I S T E Cの職員であった[REDACTED]が警視庁公安部に任意提出した資料についての証拠品複写報告書である。

また、別紙327番は、警視庁公安部が原告会社から押収したハードディスクに保存されていたデータの出力印字結果報告書である。

同文書には、C I S T E Cの職員と経済産業省との間のメールの写し、原告島田と経済産業省の職員との間のメールの写し等が含まれている。

そして、これらのメールには、①平成28年5月の原告会社と経済産業省との打ち合わせで、原告会社が同社製の噴霧乾燥器は規制要件非該当である旨の説明を行ったこと、②C I S T E Cが当該説明に異論を述べず、むしろ説明に沿うよう書籍（「輸出管理品目ガイドランス」）の内容を変更したこと、③A G参加国であるデンマークや米国が、経済産業省からの問合せに対し、噴霧乾燥器の輸出規制における「滅菌」及び「殺菌」の定義について回答した内容等が記載されている。

- (2) 同文書は、本訴訟の争点のうち、主に、本件要件ハの該当性について「殺菌」に乾熱殺菌が含まれるとの判断が不合理といえるかという点（事務連絡「対被告ら」(1)）に関するものである。
- (3) 既述のとおり、上記の争点に関し、原告らは、本件要件ハは本件

A G 定義と同義に解釈することが相当であること，及び公安部解釈が根拠の一つとする本件通達解釈は本件 A G 定義との間に齟齬があることから，公安部解釈が誤りである旨を主張している（訴状第 2・3（13 頁）及び訴状第 3・2（70 頁））。

これに対し，被告らは A G の合意事項と A G 参加国の各国内法の内容が一致する必要はなく，公安部解釈に誤りはないとの趣旨を述べている（被告国準備書面(1)・第 1・2・(3)・ア・f（10 頁），被告東京都準備書面(2)・第 2・4・(1)・イ（13 頁））。

- (4) この点に関し，同文書は，経済産業省及び C I S T E C が，原告会社の説明及び A G 参加国であるデンマークや米国の回答内容から，本件噴霧乾燥器は本件要件ハに該当しないものと認識していたはずであることを裏付けるものであって，上記争点との関係で強い関連性を有し，原告らの主張を立証するために必要となるものである。

4 別紙 2511 番，2512 番，2514 番及び 2516 番

- (1) 申立書 1 の対象となる文書のうち，別紙 2511 番，2512 番，2514 番及び 2516 番は，警視庁公安部が国内の噴霧乾燥器メーカーから噴霧乾燥器の内部の滅殺菌の方法等について聴取を行った際の捜査メモである。

これらの文書には，噴霧乾燥器メーカーである日本ビュッヒ株式会社，GEA プロセスエンジニアリング株式会社，株式会社パウダリングジャパン及びアイエスジャパン株式会社が，本件要件ハは乾熱殺菌を含まないものと認識している旨，及び自社の製品を同要件の該当品として輸出許可申請したことがない旨等が記載されている。

(2) 同文書は、本訴訟の争点のうち、主に、本件要件ハの該当性について「殺菌」に乾熱殺菌が含まれるとの判断が不合理といえるかという点（事務連絡「対被告ら」(1)）に関するものである。

(3) 上記の争点に関し、原告らは、本件要件ハにおける殺菌とは殺菌効果のある化学物質の使用を通じたものを指す概念であり乾熱殺菌を含まない旨、そのため本件各噴霧乾燥器は本件要件ハを満たさない旨、及び本件要件ハの解釈を誤り、乾熱殺菌が乾熱殺菌を含むものとして行われた捜査機関による逮捕勾留請求・■■■■検事による本件公訴提起が違法である旨を主張している（訴状第2・3（13頁）同第3・2（70頁）及び第3・3（74頁）、同第3・4（80頁））。

これに対し、被告らは、本件要件ハが乾熱殺菌を含むものと主張し、上記原告らの主張を争っている（被告国準備書面(2)・第2・4（7頁）、同第5・1（26頁）、被告東京都準備書面(2)・第2・4・(1)（12頁））。

(4) この点に関し、同文書には、国内の有力な噴霧乾燥器メーカーが、本件要件ハは乾熱殺菌を含まないものと認識している旨等が記載されており、噴霧乾燥器の実務において被告らの主張する解釈が全く考慮されていないこと、原告らの主張する解釈が正当なものであることの根拠となるものである。

さらに、噴霧乾燥器の実務がこのような状況であることからすると、捜査機関及び■■■■検事は自らの解釈の合理性に疑問を持っていたはず（または当然持つべき）であり、このことは上記争点における判断の不合理性の裏付けともなる。

よって、同文書は、同争点との関係で強い関連性を有し、原告らの主張を立証するために必要である。

5 別紙 2521 番, 2525 番, 2529 番, 2530 番, 2532 番, 2534 番, 2535 番及び 2537 番

- (1) 申立書 1 の対象となる文書のうち, 別紙 2521 番, 2525 番, 2529 番, 2530 番, 2532 番, 2534 番, 2535 番及び 2537 番は, 警視庁公安部が研究機関 (大学), 医療機関及び製薬会社から AG 規制リストの「disinfected」の和訳, 「殺菌」という用語の定義及び本件要件への解釈等について聴取を行った際の捜査メモである。

同文書には, 防衛医科大学校, 金沢学院大学, 健栄製薬株式会社, 医療法人幸寿会平岩病院, 武蔵野大学または岐阜大学の教授等が, 以下の趣旨を述べた旨が記載されている。

- ・本件要件への「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」にはクロスフローろ過器要件 (一) の規定が準用されること
- ・AG 規制リストの「disinfected」は殺菌ではなく消毒と訳すべきであること
- ・殺菌とは菌を殺す行為をいうため結果を示す言葉として使うのは適切でないこと
- ・殺菌については明確な定義もなければ基準もないこと
- ・本件要件へに該当する噴霧乾燥器は作業員の曝露防止のために滅菌又は殺菌が可能な器機であること
- ・貨物等省令記載の「潜在的な微生物の伝染能力の破壊」は, 日本薬局法が定める「消毒」と同じ意味であり不特定多数の細菌の感染能力を失わせることをいうこと

(2) 同文書は、本訴訟の争点のうち、①本件要件ハの該当性について「殺菌」に乾熱殺菌が含まれるとの判断が不合理といえるか（事務連絡「対被告ら」(1)）、②本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りると判断したことが不合理といえるか（事務連絡「対被告ら」(2)）、及び、③曝露防止のための構造を備えていることが規制要件ではないと判断したことが不合理といえるか（事務連絡「対被告ら」(3)）に関するものである。

(3)① 既述のとおり、原告らは、本件要件ハにおける「殺菌」とは、殺菌効果のある化学物質の使用を通じたもの（＝消毒）を指す概念であり、乾熱殺菌を含まない旨を主張しているが、被告らは乾熱殺菌を含むものとして原告らの主張を争っている。

② また、原告らは、本件要件ハにおける「殺菌」とは、不特定の菌の感染能力を破壊することを意味するものであり、何らかの菌の感染能力を破壊することができればよいというものではない旨を主張している（訴状第2・3（13頁）、同第2・4（27頁））。

これに対し、被告らは、本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りるものと主張し、原告らの主張を争っている（被告国準備書面(1)・第1・3・(3)・イ（35頁）、被告東京都準備書面(1)・第1・3・(3)・イ（29頁））。

③ さらに、原告らは、本件要件ハに該当するには内部の細菌等を曝露せずに殺滅できるものでなければならぬところ、本件各噴霧乾燥器は曝露防止のための構造を有していないことから同要件に該当しない旨を主張している（訴状第3・2・(1)（70頁））。

同(4) (73頁))。

これに対し、被告らは、曝露防止のための構造を有しているか否かは本件要件への該当性判断に影響しない旨を述べ、原告らの主張を争っている(被告国準備書面(1)・第1・3・(2)・ア(32頁), 同エ(34頁)。被告東京都準備書面(1)・第1・3・(2)・ア(27頁), 同エ(28頁))。

- (4) 同文書には、A G規制リストの「disinfected」(本件要件への「殺菌」に対応するもの)は消毒(殺菌効果のある化学物質の使用を通じたもの)であること(すなわち乾熱殺菌を含まないこと)、これに該当するためには不特定多数の細菌の感染能力を失わせることが必要であること、本件要件への該当する噴霧乾燥器は作業員の曝露防止が可能な器機であることが記載されており、研究機関(大学)、医療機関または製薬会社が上記のとおり述べていることは、原告らの主張を裏付けるとともに、捜査機関及び■■■■検事が自らの解釈の合理性に疑問を持っていたはず(または当然持つべき)であったこと、すなわち捜査機関及び■■■■検事の判断の不合理性を裏付けるものである。

よって、同文書は、同争点との関係で強い関連性を有し、原告らの主張を立証するために必要となるものである。

第2 文書送付嘱託申立書2(令和3年10月22日付)について

- 1 文書送付嘱託申立書2(令和3年10月22日付。以下、「申立書2」という。)の対象となる文書は、捜査機関が平成29年10月から平成30年2月頃までに作成した捜査メモであり、同期間に警視庁公安部が経済産業省またはC I S T E Cの職員から聴取

した内容が記載されたものである。

これらは、本件各事件の公判前整理手続において、弁護人が刑事訴訟法 316 条の 20 に基づく証拠開示請求（5 月 24 日付証拠開示請求。甲 86）をしたことにより、その存在が判明したものである（甲 88）。

当初、本件各事件にかかる公判前整理手続において、検察官は弁護人に対して本件各事件に関する証拠一覧表を交付したが、警視庁公安部が、捜査初動段階において、安全保障輸出管理を所管する経済産業省及び C I S T E C に対し法令解釈及び運用等について照会を行うことが経験則上明らかであるにもかかわらず、検察官から開示された証拠一覧にそれを伺わせる証拠が一切存在しなかった。

そのため、弁護人は、検察官に対して経済産業省及び C I S T E C に関する証拠を開示するよう明示して、改めて開示請求をしたところ（甲 86）、警視庁公安部が平成 29 年 10 月 10 日から平成 30 年 2 月 27 日までの 4 ヶ月半あまりの間に少なくとも 13 回の面談又は電話による打合せを行っていたことが判明した（甲 88）。

- 2 同文書は、本訴訟の争点のうち、主に、①本件要件ハの該当性について「殺菌」に乾熱殺菌が含まれるとの判断が不合理といえるか（事務連絡「対被告ら」(1)）、②本件省令 2 条の 2 第 1 項 2 号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りると判断したことが不合理といえるか（事務連絡「対被告ら」(2)）、及び、③曝露防止のための構造を備えていることが規制要件ではないと判断したことが不合理といえるか（事務連絡「対被告ら」(3)）に関するものである。

3 同文書が作成された平成29年10月から平成30年2月頃は、捜査機関が、研究機関（大学）、医療機関、製薬会社、噴霧乾燥器メーカー・ユーザーから本件要件ハに関する聴取を行い、細菌の耐熱性試験や乾熱実験を実施していたのと同時期であり（訴状第1・5（33頁））、原告会社らに対する最初の捜索差押えが行われた平成30年10月と非常に近い時期である。

そして、このような時期に上記のとおり多数の打合せを重ねている事実からすると、捜査機関が、経済産業省及びC I S T E Cから、法令解釈及び運用等に関連して、本件要件ハの該当性について「殺菌」に乾熱殺菌が含まれるか否か、本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りるか否か、及び曝露防止のための構造を備えていることが規制要件に含まれるか否か等について聴取していたことが優に推認できる。

輸出規制を所管している経済産業省及びC I S T E Cが噴霧乾燥器の輸出規制に関して捜査機関へ行った説明・回答は、上記各争点との関係で極めて重要であって、原告らの主張を立証するために必須である。

第3 文書送付嘱託申立書3（令和3年10月22日付）について

1 文書送付嘱託申立書3（令和3年10月22日付。以下、「申立書3」という。）の対象となる文書は、平成30年12月から令和2年3月までの間に捜査機関が作成した書面等のうち、 警部補が原告島田に対して行った取調べの内容及び態様等について記載されたメモ等（ただし、本件各事件において甲号証、乙号証及び

弁号証，並びに，検察から弁護人に交付された「供述調書及び証拠書類一覧表」に記載されている証拠については除く。）である。

2 同文書は，本訴訟の争点のうち，原告島田の取調べの違法性（事務連絡「対被告東京都」(1)），及び原告島田の弁解録取書作成上の違法性（事務連絡「対被告東京都」(2)）に関するものである。

3 原告らは，■■■■警部補が，本件任意取調べにおいて事前に恣意的な供述調書（本件公判前整理手続の中で開示を受けたものだけで少なくとも合計14通）を作成し，これらの供述調書について確認・修正を妨害し，誘導・詐術的・恫喝的な取調べを行った旨，本件弁解録取において事前に作成した弁解録取書に署名・押印を求め，これに対する修正依頼に対し修正したかのように振る舞いながら修正せず署名・押印させ，修正していないことが判明した後にこれを意図的に裁断した旨を主張している（訴状第5（104頁））。

これに対し，被告東京都は，原告らの主張について多数の点を否認して争っている（被告東京都準備書面(1)・第1・5（38頁））。

4 本書面・第2に記載したとおり，本件各事件の公判前整理手続では，検察官が当初弁護人に交付した証拠一覧表には記載されていない捜査メモが存在しており，これらの捜査メモは，弁護人が特に指定して証拠開示請求をしたことによりその存在が明らかになったものである。このような経緯からすると，原告島田に対する取調べ及び弁解録取に関しても，同様の捜査メモを存在する可能性が高い。

そして，これらの捜査メモには取調べの状況，取調官の発言及び

原告島田とのやりとり等が記載されているものと解されることから、上記各争点との関係で極めて重要でありかつ原告らの主張を立証するために必須である。

第4 文書送付嘱託申立書4（令和3年10月22日付）について

文書送付嘱託申立書4（令和3年10月22日付。以下、「申立書4」という。）の対象となる文書は、亡相嶋の医療記録である。

原告ら第3準備書面記載のとおり、原告らは、東京拘置所長及び同拘置所病院所属の医師らの転医義務違反、治療義務違反及び説明義務違反により、亡相嶋の適切な医療行為を受ける権利ないし法的利益が侵害され、これによって同人の死期が早まった旨の主張を追加した。

そして、東京拘置所長及び同拘置所病院所属の医師らの転医義務違反、治療義務違反及び説明義務違反の有無が本訴訟における争点となった場合、同争点について判断するためには、亡相嶋が東京拘置所に勾留されて以降の同人の病状、診察内容、検査記録並びに同人に対して行われた医療行為の内容及びその結果が記載された医療記録が必須となる。

よって、同文書は、上記争点との関係で極めて重要でありかつ原告らの主張を立証するために必要となるものである。

第5 文書送付嘱託申立書5（令和3年10月26日付）について

1 申立書5・1・(1)について

(1) 文書送付嘱託申立書5（令和3年10月26日付。以下、「申立

書5」という。)の対象となる文書のうち、申立書5記載の別紙14番, 15番, 16番, 17番, 61番, 66番, 67番, 68番, 69番, 70番, 71番, 72番, 73番, 74番, 75番, 76番, 77番, 78番, 79番, 971番は、本件各事件における原告島田の弁解録取書, 供述調書, 取調べ状況報告書及び被疑者弁解録取状況報告書である。

(2) 同文書は、本訴訟の争点のうち、原告島田の取調べの違法性(事務連絡「対被告東京都」(1)), 及び原告島田の弁解録取書作成上の違法性(事務連絡「対被告東京都」(2))に関するものである。

(3) 原告らは、 警部補が、本件任意取調べにおいて事前に恣意的な供述調書を作成し、これらの供述調書について確認・修正を妨害し、誘導・詐術的・恫喝的な取調べを行った旨、本件弁解録取において事前に作成した弁解録取書に署名・押印を求め、これに対する修正依頼に対し修正したかのように振る舞いながら修正せず署名・押印させ、修正していないことが判明した後にこれを意図的に裁断し、弁解録取に関する報告書に事実と反する記載をした旨を主張している(訴状第5(104頁))。

これに対し、被告東京都は、原告らの主張について多数の点を否認して争っている(被告東京都準備書面(1)・第1・5(38頁))。

(4) 供述調書及び取調べ状況報告書は、 警部補が供述調書について確認・修正を妨害し、誘導・詐術的・恫喝的な取調べを行ったことに関する重要な文書であり、また、弁解録取書及び被疑者弁解録取状況報告書は、同警部補が本件弁解録取において原告島田の修正依頼に対し修正したかのように振る舞いながら修正せず署名・押印させたことや、弁解録取に関する報告書に事実と反する記載をしたことに関する重要な文書である。

したがって、同文書は、上記争点との関連で極めて重要でありかつ原告らの主張を立証するために必須である。

2 申立書 5・1・(2)記載の別紙 2513 番, 2515 番, 2517 番, 2519 番について

- (1) 申立書 5 の対象となる文書のうち、申立書 5・1・(2)記載の別紙 2513 番, 2515 番, 2517 番, 2519 番は、警視庁公安部が国内の噴霧乾燥器メーカーから噴霧乾燥器の内部の滅殺菌の方法等について聴取を行った際の聴取結果報告書ないし捜査メモである。

これらの文書には、噴霧乾燥器メーカーである日本ビュッヒ株式会社及びアイエスジャパン株式会社が、本件要件ハに乾熱殺菌は含まれないものと認識している旨、藤崎電機株式会社を除き、自社の製品を同要件の該当品として輸出許可申請したことがない旨、及び、藤崎電機についても、「殺菌」の概念がそもそも曖昧であることから、乾熱によりある程度（日常用語としての）殺菌はできる可能性がある以上「一応該当にした方がいい。」との判断で輸出許可申請を行ったにすぎず、本件通達解釈に従って輸出許可申請を行ったものではない等が記載されている。

- (2) 同文書は、本訴訟の争点のうち、主に、本件要件ハの該当性について「殺菌」に乾熱殺菌が含まれるとの判断が不合理といえるかという点（事務連絡「対被告ら」(1)）に関するものである。

- (3) 本書第 1・4（別紙 2511 番, 2512 番, 2514 番及び 2516 番）と同様に、同文書には、国内の有力な噴霧乾燥器メーカーが、乾燥殺菌により本件要件ハに該当し得るものと捉えていない旨等が記載されており、噴霧乾燥器規制の実務において被告ら

の主張する解釈が全く考慮されていないこと、原告らの主張する解釈が正当なものであることの根拠となるものである。

また、実務がこのような状況であることからすると、被告らは自らの解釈の合理性に疑問を持っていたはず（または当然持つべき）であって、このことは上記争点における判断の不合理性を裏付けるものであるから、同文書は、同争点との関係で強い関連性を有し、原告らの主張を立証するために必要となるものである。

3 申立書 5・1・(2)記載の別紙 274 番, 284 番, 279 番, 281 番, 1990 番, 1992 番, 2495 番, 2496 番, 2497 番, 2498 番, 2499 番, 2500 番, 2501 番, 2502 番, 2503 番, 2504 番, 2505 番, 2506 番, 2507 番, 2508 番, 2509 番, 2510 番, 2520 番について

(1) 申立書 5 の対象となる文書のうち、申立書 5・1・(2)記載の別紙 274 番, 284 番, 279 番, 281 番, 1990 番, 1992 番, 2495 番, 2496 番, 2497 番, 2498 番, 2499 番, 2500 番, 2501 番, 2502 番, 2503 番, 2504 番, 2505 番, 2506 番, 2507 番, 2508 番, 2509 番, 2510 番, 2520 番は、警視庁公安部が国内の噴霧乾燥器ユーザーから噴霧乾燥器の内部の滅殺菌の方法等について聴取を行った際の聴取結果報告書ないし捜査メモである。

これらの文書には、日本における噴霧乾燥器のユーザーである Meiji Seika ファルマ株式会社, 森永乳業株式会社, 小川香料株式会社, 長谷川香料株式会社, ナガセ医薬品株式会社, 日清ファルマ株式会社, 株式会社高純度化学研究所, 東亜薬品工業株

式会社，秋田県総合食品研究センター，日産化学工業株式会社，O A T アグリオ株式会社，東芝燃料システム株式会社，大阪府立環境農林水産総合研究所，横浜国立大学が，運転後に分解洗浄ないし定置洗浄を経ずに噴霧乾燥器付属のヒーターによる乾熱で内部の殺菌を行っていない旨，洗浄後の空焚きはあくまで水分を取り除くことが目的であり「乾熱殺菌」という意識ではない旨，運転後に洗浄をせずに乾熱殺菌を行った場合，粉体が焦げつきその下の菌は生き残る可能性がある旨等を述べたことが記載されている。

(2) 同文書は，本訴訟の争点のうち，主に，本件要件ハの該当性について「殺菌」に乾熱殺菌が含まれるとの判断が不合理といえるかという点（事務連絡「対被告ら」(1)），及び，噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことが不合理といえるか（事務連絡「対被告ら」(5)）に関するものである。

(3) 上記の争点に関し，原告らは，本件要件ハにおける殺菌とは殺菌効果のある化学物質の使用を通じたものを指す概念であり乾熱殺菌を含まない旨，そのため本件各噴霧乾燥器は本件要件ハを満たさない旨，粉体化された細菌を用いて噴霧乾燥器を使用した実験を当然実施すべきであった旨，及び本件要件ハの解釈を誤って行われた捜査機関による逮捕勾留請求・ 検事による本件公訴提起が違法である旨を主張している（訴状第2・3（13頁），同第2・5・(4)（45頁），同第3・2（70頁）及び第3・3（74頁），同第3・4（80頁），同第4・4（95頁））。

これに対し，被告らは，本件要件ハが乾熱殺菌を含むものと主張し，上記原告らの主張を争っている（被告国準備書面(2)・第2・4（7頁），同第5・1（26頁），被告東京都準備書面(2)・第2・4・(1)（12頁））。

また、粉体化された細菌を用いなかった点については、被告らは、原告らの事実主張を一部認めつつも、被告国は多くの部分を「知らないし認否の要を認めない」とし（被告国準備(1)・第1・2・(5)・エ(22頁)）、被告東京都は原告らの主張の多数の点を否認して争っている（被告東京都準備書面(1)・第1・2・(5)・エ(21頁)）。

- (4) この点に関し、同文書には、国内の噴霧乾燥器のユーザーが、粉体製造後、内部の洗浄を行わずに付属ヒーターからの乾熱で内部を殺菌するという使い方など行っていない旨等が記載されているものであり、噴霧乾燥器規制の実務において被告らの主張する解釈が全く考慮されていないこと、原告らの主張する解釈が正当なものであることの根拠となる。

また、粉体化された細菌を用いなかった点についても同様である。

実務がこのような状況であるからことからすると、被告らは自らの解釈の合理性に疑問を持っていたはず（または当然持つべき）であり、このことは上記争点における判断の不合理性を裏付けるものである。

よって、同文書は、上記争点との関係で強い関連性を有し、原告らの主張を立証するために必要となるものである。

- 4 申立書5・1・(2)記載の200番, 202番, 203番, 204番, 205番, 285番, 1921番, 1922番, 1923番, 1924番, 1995番, 2524番, 2526番, 2527番, 2528番, 2542番について

- (1) 申立書5の対象となる文書のうち、申立書5・1・(2)記載別紙200番は、防衛医科大学 四ノ宮成祥教授、千葉大学大学院医学

研究院 清水健教授，武蔵野大学薬学部 佐々木次雄教授，東京慈恵医科大学 浦島充佳教授の聴取結果に基づき作成された捜査報告書であり，これらの聴取結果に基づく本件要件ハの「殺菌」についての警視庁公安部の解釈が記載されている。

また，別紙 202 番，203 番，204 番，205 番，1921 番，1922 番，1923 番，1924 番は，上記 200 番の基となった各教授への聴取結果報告書である。

別紙 285 番，1995 番，2524 番，2526 番，2527 番，2528 番，2542 番は，上記聴取結果報告書及び別途作成された四ノ宮教授の供述調書に関する聴取の際に，警視庁公安部が作成した聴取結果報告書及び捜査メモである。

- (2) 同文書は，本訴訟の争点のうち，主に，本件要件ハの該当性について「殺菌」に乾熱殺菌が含まれるとの判断が不合理といえるかという点（事務連絡「対被告ら」(1)）に関するものである。
- (3) 上記の争点に関し，原告らは，別紙 200 番の捜査報告書及びこれのもととなった聴取結果報告書・捜査メモについて，警視庁公安部が，本件 A G 定義との間に矛盾がある点に関して，四ノ宮教授の見解を確認せず，又は黙殺した（捜査メモにも残されなかった）旨，清水准教授にかかる聴取結果報告書に記述された殺菌の解釈論は，同報告書の基となった捜査メモに全く言及されておらず捏造されたものであった旨，及び，佐々木教授にかかる聴取結果報告書は，捜査メモに記載された同教授の見解を歪曲ないし捏造したものであった旨等を主張している。（訴状第 2・5・(2)・アないしウ（37 頁））。

これに対し，被告らは，原告らの事実主張を一部認めつつも，被告国は多くの部分を「知らないし認否の要を認めない」とし（被告

国準備(1)・第1・2・(5)・イ(21頁)), 被告東京都は原告らの主張の多数の点を否認して争っている(被告東京都準備書面(1)・第1・2・(5)・イ(18頁))。

- (4) 警視庁公安部が上記のとおり各教授の見解をあえて黙殺、捏造または歪曲したことは、「殺菌」の解釈に関し、原告らの主張する解釈が正当なものであることの根拠となるものであるとともに、被告らは自らの解釈の合理性に疑問を持っていたこと、すなわち上記争点における判断の不合理性を裏付けるものである。

よって、同文書は、上記争点との関係で強い関連性を有し、原告らの主張を立証するために必要となるものである。

5 申立書5・1・(2)記載の210番, 252番, 256番, 259番, 278番, 280番, 286番, 1373番, 1969番, 1973番, 1988番, 1991番, 1996番, 2522番, 2523番, 2531番, 2533番, 2536番, 2538番, 2539番, 2540番, 2541番, 2543番について

- (1) 申立書5の対象となる文書のうち、申立書5・1・(2)記載の別紙210番, 252番, 256番, 259番, 278番, 280番, 286番, 1373番, 1969番, 1973番, 1988番, 1991番, 1996番, 2522番, 2523番, 2531番, 2533番, 2536番, 2538番, 2539番, 2540番, 2541番, 2543番は、警視庁公安部が大学教授等の研究者に対し、「殺菌」についての範囲、検証及び実験方法を聴取した際の聴取結果報告書、電話聴取報告書及び捜査メモである。
- (2) 同文書は、本訴訟の争点のうち、主に、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施したかったことが不合理といえる

か（事務連絡「対被告ら」(5)）に関するものである。

- (3) 上記の争点に関し、原告らは、粉体化された細菌を用いて噴霧乾燥器を使用した実験を当然実施すべきであった旨、及び本件要件ハの解釈を誤って行われた捜査機関による逮捕勾留請求・■■■■検事による本件公訴提起が違法である旨を主張している（訴状同第2・5・(4)（45頁）、同第4・4（95頁））。

これに対し、被告らは、原告らの事実主張を一部認めつつも、被告国は多くの部分を「知らないし認否の要を認めない」とし（被告国準備(1)・第1・2・(5)・エ（22頁））、被告東京都は原告らの主張の多数の点を否認して争っている（被告東京都準備書面(1)・第1・2・(5)・エ（21頁））。

- (4) この点、同文書では、複数の研究者から、以下のとおり、粉体の状態で噴霧乾燥器を乾熱運転した場合の菌の生存可能性や、粉体の菌を用いた実験の必要性、実際の噴霧乾燥器と同環境での実験の必要性等について指摘されていた（なお、以下は申立書5の対象となっていない見解も一部含む。）。

- ・本件要件ハの殺菌対象は「装置内部の粉体残留箇所」である（防衛医科大学校四ノ宮成祥教授。210番）。
- ・粉体の状態で乾熱運転した場合に焦げた粉体の下の菌が生き残っている可能性がある（大阪府立環境農林水産総合研究所）。
- ・最も化学的な方法は乾熱滅菌器を使用した方法だが、最も省令の趣旨に沿った方法は粉体の菌を使用した実験といえる（岐阜大学田中香お里教授。なお、同人は警視庁公安部に協力して実験を行った者である。）。
- ・噴霧乾燥器内とガラス上では環境がことなるため、ガラス上で死

滅する温度を噴霧乾燥器内に出せたとしても、一概に同温度で死滅するだろうとは言えない（化学及血清療法研究所。別紙 1 3 7 3 番， 2 5 2 3 番）。

- ・実験のデータは条件や環境によって変わってくる（バイオメディカルサイエンス協会。別紙 2 7 8 番， 1 9 8 8 番， 2 5 3 3 番）。
- ・殺菌できるかの検証は，温度計測と乾熱滅菌器による実験が良いと思う。しかし，「噴霧乾燥器と乾熱滅菌器では構造が違う」という主張も考えられるので，可能なら対象機で実験を行った方が良いのは間違いない（宇部フロンティア大学。2 5 3 8 番， 2 5 4 3 番）。
- ・菌の熱耐性には，菌自体の熱耐性のほか，加熱前後・加熱時の環境が影響する（2 5 3 9 番。大阪府立大学）。

以上からすると，捜査機関は，実際に粉体化された細菌を用いた実験によらなければ本件要件ハ該当性の判断ができないことを認識し，又は容易に認識し得たことは明らかである。しかも，粉体化された細菌を用いた実験を行うことは極めて容易であり，かつ同実験は本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有するか否かを決する極めて重要な実験であったのであるから，粉体化された細菌を用いた実験を実施することを怠ったことは，客観的に合理的な根拠を欠き，又は合理的な判断過程を経ていなかったものであって，違法である。

警視庁公安部が大学教授等の研究者に対し「殺菌」についての範囲，検証及び実験方法を聴取した際の聴取結果報告書及び捜査メモである上記文書は，上記争点との関係で強い関連性を有し，上記不合理性を裏付ける証拠という点で原告らの主張を立証するため

に必要となるものである。

6 申立書 5・1・(2)記載の別紙 242 番及び 2518 番

- (1) 申立書 5 の対象となる文書のうち、申立書 5・1・(2)・別紙 242 番及び 2518 番は、警視庁公安部が、噴霧乾燥器メーカーであるアイエスジャパン株式会社に対し、噴霧乾燥器に熱風を通じた際の最低温箇所について聴取した際の聴取結果報告書及び捜査メモである。

同文書には、アイエスジャパンが、実際にどの場所が低くなるかを計測したことは無く、あくまで理論上の考えである旨の留保付きで得た温度測定するのであれば、装置末端の排風機後の管、サイクロンの下部、及びバグフィルタの下部を測定すれば装置内で最も低くなる場所が特定できるはずである旨を述べたことが記載されている。

- (2) 同文書は、本訴訟の争点のうち、本件噴霧乾燥器 1 内部の温度が上がらない箇所を「バグフィルタ下部」と特定したことが不合理といえるか（事務連絡「対被告ら」(4)）に関するものである。
- (3) 原告らは、上記アイエスジャパンの指摘を受け、警視庁公安部がバグフィルタの回収容器部分にあたる「バグフィルタの下部」を最低温の箇所と結論付けたことについて、アイエスジャパンは「実際にどの場所が低くなるかを計測したことは無く、あくまで理論上の考えである」と述べ、あくまで憶測であることを留保していたこと、アイエスジャパンは本件各噴霧乾燥器を保有するユーザーでもないこと、及び、原告会社役職員の「測定口」の温度が上がりにくい旨の供述を得た後において、アイエスジャパンに対して再度の聴取を行うことすらしていないことを、被告らの判断の不合理

性を裏付ける事実の一つとして主張している(訴状第2・5・(5)(49頁), 同第4・4・(2)(96頁))。

これに対し, 被告らは, 原告らの事実主張を一部認めつつも, 被告国は多くの部分を「知らないし認否の要を認めない」とし(被告国準備(1)・第1・2・(5)・オ(23頁)), 被告東京都は否認して原告らの主張を争っている(被告東京都準備書面(1)・第1・2・(5)・オ(22頁))。

- (4) 被告らが, 実際に温度を計測したことがなくあくまで憶測であるアイエスジャパンの見解のみに基づき, しかも原告会社役職員の指摘にもかかわらず再調査すら行わなかったことは, 上記争点との関係で強い関連性を有し, 被告らの判断の不合理性を裏付ける事実という点で原告らの主張を立証するために必要となるものである。

以上